

日南町告示第32号
令和2年第9回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。
令和2年11月19日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和2年11月25日
招集場所 日南町役場庁舎 議場
付議事件

- て
1. 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 2. 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 3. 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
 4. 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

大岡 樫 近 坪	西 本 田 藤 倉	保 君 三 一 志 幸	健 洋 仁 勝	古 荒 岩 久 山	都 木 崎 代 本	勝 昭 安 芳	人 君 博 男 敏 昭
----------	-----------	-------------	---------	-----------	-----------	---------	-------------

○応招しなかった議員
なし

令和2年 第9回（臨時）日 南 町 議 会 会 議 録（第1日）
令和2年11月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月25日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第99号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第100号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第101号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第102号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第99号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第100号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第101号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第102号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

出席議員（10名）

1 番	大 岡	西 本	保 君	2 番	古 荒	都 木	勝	人 君
3 番	樫	田 藤	三 君	4 番	岩	崎 代	昭	博 君
5 番	近	倉	一 君	6 番	久	本	安	男 君
7 番	坪		志 君	8 番	山		芳	敏 君
9 番			幸 君	10 番				昭 君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

局長 _____ 事務局出席職員職氏名 _____ 花 倉 順 也君
花 倉 幸 江君 書記

町長 _____ 説明のため出席した者の職氏名 _____ 丸 山 悟君
副町長
総務課長 _____ 中 村 英 明君
木 下 順 久君

午前9時00分開会

○議長（山本 芳昭君）おはようございます。
ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和2年第9回日南町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
タブレットの報告書ファイルをお開きください。
地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は1ページの報告書のとおりです。
本町の監査委員から、令和2年10月19日及び11月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから23ページのとおり報告します。
本日まで、議長において決定した議員派遣の件については、24ページの報告書のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君）日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番、古都勝人議員、3番、岡本健三議員の2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君）日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○議長（山本 芳昭君）ここで執行部から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）改めましておはようございます。
令和2年の第9回の臨時議会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいというふうに思っております。
全員の御参画いただきましてありがとうございます。
除雪体制のほうも今準備が進んでおりまして、またチラシには正月の餅の注文書あたりが目に入るような時期となりまして、本格的な冬の寒さを感じるようになりました。
まず、7点ほど報告なりお願いをさせていただきたいというふうに思っております。
最初に、先日の11月22日休日でありましたけども、婚姻届がありました。町で進めております教育課担当の事業を通じての知り合った方だそうです。11月22日ですのでいい夫婦の日ということでありまして、当日は好天に恵まれた日でもありましてお祝いを申し上げたいというふうに思っておりますし、また末長いお幸せを祈念したいというふうに思っております。
2点目ですが、旧日野上小学校の校庭にありますイチョウのイベントでございます。以前から日野上のまちづくり協議会主催の銀杏夜会というところからスタートしたイベントでございますが、今年はコロナ禍ということがありまして夜ではなくて日中ということでのイベントを開催されております。当日のイベントの15日でしたけれども、約

2,500人の御来場があったということ、その日までに前後もありまして延べでは7,000人ぐらいということ、御来場者があったということ、好評だということ、聞いておられます。今回、昼間での事業に変更したことによりまして、新たな芽生えができたのではないのかなというふうには感じております。

次に、先日東京におきまして新過疎法制定実現総決起大会というのがありましたので、参加させてもらいました。来年の3月末で終了する議員立法でございますけれども、新たな法整備に向けての大会でございます。来賓として、それぞれの自民党をはじめとして、あるいは各野党の先生方も来ていただいております。挨拶がありました。それを受けてまして、一定の道筋の流れができたというふうに私は推測させていただきました。本年末には大筋の素案が示されまして、協議、議論されていくものと思っております。御報告をさせていただきますというふうに思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、既に御案内のように国内では第三波と言われるような新規感染者数が増えております。ちょっと前までは一日2,000人を超え、という日が続いておりました。またお亡くなりになられる方も2,000人を超え、という状況になっております。現在ですが、感染症防止の警戒を一段と強める必要があるとしまして、今進めていますG・O・T・OトラベルやG・O・T・Oイート事業の一部制限という状況が検討されるようになりました。今後、寒さのほうが一段と増して感染症が広がりやすい環境となります。町民の皆さんには、引き続き感染拡大予防対策のほうに努めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、11月の15日でしたけれども、林業アカデミーの入試の一般入試の前期分の試験を行いました。2名の合格とさせていただきました。推薦枠と含めると10名ということ、定員の数字になりましたけれども、さきの東京の回帰センターでの相談会に来られた方もおられます。そういう方も希望されている可能性が強いということで、これから来年の2月だったと思っておりますが、一般入試のほうの後期ですが、そのほうも実施をさせていただきますという予定にしておりますので、御報告させていただきますというふうに思います。

また、コロナの経済対策のほうで現在実施しております町内のお買物割引券とお食事券の利用状況についてでございますが、11月15日現在ではあります。利用額のほうは合わせて約2,500万円ということです。利用率に換算しますと、お買物券のほうが61%、食事券のほうが51%となっております。利用可能期限が12月末ということになっておりますので、早めに御利用いただきますようお願いを申し上げます。

最後ですが、インフルエンザの予防接種ワクチンについてでございますが、全国的にワクチン不足のほうで伝わっております。日南病院におきましては昨年より少し多めのワクチンを用意しておりますけれども、昨夜の防災無線での放送でもありましたように、11月30日までに予約電話のほうを病院のほうにお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後ですが、本日の議案ですが、特別職あるいは議会議員、一般職の職員、会計年度職員の期末手当について提案をさせていただきますというふうに思います。御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから。

日程第3 議案第99号 から 日程第6 議案第102号

○議長（山本 芳昭君）日程第3、議案第99号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第100号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第101号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第102号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係4議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第99号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律がありまして、現在ですが、衆議院のほうで11月19日で賛成多数で可決されておりますが、現時点で

は参議院での集中審議中のため法律番号というのがまだ定まっていない状況であります。11月末までには告示をされるという想定でおります。そういったことによりまして令和2年の法律第何号というのがまだ明確に発言をすることができませんので、御承知おきいただければというふうに思っております。そういうことによりまして、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。内容としましては、特別職の職員で常勤のものとの特別給、いわゆる期末手当ですが、一般職の指定職員に準じて改定をするものでございます。具体的な内容につきましては、0.05月分を引き下げて年間の支給月数が3.35月分になる内容でございます。給料表につきましては、改定はありません。施行期日ですが、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とさせていただきます。なお、第2条の規定につきましては、令和3年の4月1日でございます。改めて報告しますが、基本的に期末手当の減額に関する内容につきましては、いわゆる支給日の12月1日までにしておかないと遡及ができないということの内容によりまして、本日(11月)中の議会への提案とさせていただきますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。なお、増額につきましてはいわゆる遡及ができるという形になっておりますので、併せて報告をさせていただきます。続きまして、議案第100号でございます。日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるとでございます。概要につきましては、先ほど申し上げました内容、理由と同じでございます。特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては先ほどの特別職と同じ内容ですが、0.05月分を引き下げまして、年間の支給月数は3.35月になるということでございます。給料表についての改定はございません。施行期日ですが、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とさせていただきますし、併せて第2条の規定によりましては令和3年4月1日からとする内容でございます。続きまして、議案第101号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるとでございます。概要ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が基準になりまして、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。先ほど申し上げましたように、先ほどの法律につきましては現在進行中でありまして法律番号は発言することになっておりませんが、11月末までには告示されるものと思っております。内容につきましては、特別給、いわゆる期末手当の支給月数についての改正でございます。年間の支給月数につきましては0.05月分引き下げるということで、支給月数は2.55月分となります。給料表についての改定はありませんが、民間給与との較差が164円と極めて小さく適切な改定が困難であることから、改定は行わないものでございます。施行期日ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律施行の日とさせていただきます。あわせて、第2条の規定につきましては令和3年4月1日からという内容でございます。続きまして、議案第102号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるとでございます。概要ですが、会計年度任用職員の期末手当の率につきましては、制定附則に令和2年度中の特例の措置を設けるものでございます。内容ですが、日南町職員の給与に関する条例の第19条第2項の規定を準用する場合、令和2年度におきましては100分の125とありますが100分の130と読み替えるものでございます。施行期日につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律施行の日とさせていただきます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。ただいま提案いたしました議案第99号から102号、4議案に關しまして、町長の提案説明に若干追加をして説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、99号から101号の3議案でございます。本年度人事院勧告に伴いまして、国家公務員の期末手当の支給率が減額改定ということで勧告がっております。今回その関係法令、今現在国会で審議中、先ほど町長が申しましたとおり、まだ告示にはなっておりませんが、基本的には11月中に成立予定でございます。期末手当の支給基準日、算定基準日が12月1日となっておりますので、11月中の法改正の必要が生じてまいります。あわせて、条例のほうも11月中の改正をお願いをするものでございます。

内容は町長から提案ありましたとおり、特別職、議員につきましては0.05月の減額ということで、年間3.35月。一般職についても、同様に0.05月減じて2.55月とするものです。

なお、本議案の中の第1条の部分が0.05月減じて12月の期末手当の支給で調整をするもの、第2条につきましては来年度に入りまして6月と12月それぞれに振り分けて合計で0.05調整するものということで、2通りのやり方を1条、2条で記載をさせていただいております。

なお、102号の会計年度任用職員の支給、今回の改定についての運用の考え方でございますけれども、基本的には改定翌年度からの適用とするということで、今回附則でなお書き方をさせていただいております。こちらにつきましては、西部町村会で制度設計をする中で、会計年度任用職員さんの給与なり手当について改定があった場合は翌年度からの適用としようということで申し合わせておるところでございます。こちらについては理由でございますけれども、いわゆる会計年度単位で雇用契約をします職員さんでございませぬので、いわゆる年度当初に条件提示をして勤めていただいておりますものを年度途中で増額も減額も含めてすべきではないというふうな考え方から、翌年度にずらして適用するというところで運用しようということの取決めをしておるところでございます。

以上、4議案について追加の説明をさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第99号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）国の人事院勧告に伴っての条例改正の提案なんですけれども、町長先ほど申し上げられたように衆議院では可決されて、まだ参議院で議決されていない状況で12月1日が基準日ということなんだけれども、こういうぎりぎりですよ。もうあと1週間もないような状況の中で、国の人勧あるいは県の人事委員会勧告も既に発表されていますけれども、この町の職員、特別職も含めた今回は期末手当だけなんですけれども、これに必ずしも従わないといけないという法的な根拠を教えてくださいませんか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）おっしゃるとおり、国がそうだからということで人事院からの勧告も含めてそれに従うというふうな根拠はないわけでございますけれども、全国的にいわゆる公務員の給与の見直しに対して、鳥取県の場合は独自の人事委員会のほうで調査もされた上で独自の改定をされる場合もありますけれども、日南町の場合は例年長い間国の人事院勧告、国の給与改定に合わせて改定を行っておるというのが現実でございます。

また、職員組合のほうともこの内容で既に協議をさせていただいて確認をした上で、今回議案をお願いをしておるものでございますので、そういった意味で御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）附則にありますよね。特別職、その他職員の場合も会計年度任用職員も同じですけども、この期末手当の引下げは一応条例で決めたら期限はないわけですよ。要するに条例を改めて議会で改正されるまでは、0.05月の引下げということはずっと続くということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）条例に従って支給をいたしますので、改正がない限りこの条例を読んでいくということで、昨年、今回の逆のパターンで0.05月上がった改正をしてその条例で支給してまいりましたが、今回人勧に基づいて下がるというふうな改定を行います。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）るる説明いただいたわけですが、引下げの理由というのが説明がなかったわけですが、基本的に人事院勧告は民間準拠というスタンスでこれまで運用されてきたわけですが、今回の引下げの理由について説明をいただきます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）引下げの理由につきましては、人事院勧告のほうで勧告された中身の説明のほうを準用させていただきたいというふうに思います。

民間給与の調査をされたということで、1万2,000民間事業所を対象に調査をされた結果です。例月給に関する調査も同時にされておられるわけですが、ボーナスにつきましては昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務員の支給月数を比較をされたということで、公務員の支給割合と0.06月の開きがあったということですが、今回均衡を図るというところで0.05月の引下げの勧告をいただいたところでございます。

なお、町長の提案説明にもありましたけれども、給与本体につきましては民間との差が僅かであったということで、引下げには今回勧告は出なかったということでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）ありがとうございました。

しかしながら、先ほど同僚議員からもお話がありましたが、国家公務員についてはそうかも分かりませんが、本鳥取県の人事委員会あたりが民間の調査をされて、県内の民間と公務員給与との差が本当にあるのかどうか。これについて、どのような認識をしておられるかお聞かせいただきます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）鳥取県のほうは、人事委員会のほうで独自に県内事業者等からの調査を行われたものを基本的に人事委員会での勧告を行っていらっしゃいます。

今年度に関しましては、鳥取県のほうも国と同様0.05月の減額を決められたというふうに私記憶をしておりますので、結果として同様の実態があったというふうなことではなかったかと思っております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）重ねてお伺いいたします。かつては公務員の給与が上がれば本町の中でも民間の給与を上げなければいけないということで、経営者の方から反対もいただいた経過もあろうかと思っておりますけれども、昨今はやはり公務員の給与を上げなければ民間の従業員さんの給料も上がらないというような考え方が相当増えてきておると思いますが、それについてどのようにお考えかお聞かせをいただきます。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）そういった議論もこれまでもいろいろあったわけですが、特に今年度に関しましては調査結果として本給の較差がそれほどではなかったというのは逆に意外な感じもしております。このコロナ禍で経済が落ち込む中で、民間事業者の方も大変苦勞していらっしゃるという実態の中で、恐らくこの影響は来年度あたりにも出てくるのではないかというふうに思っております。そういった意味で、こういう時世も含めて、今回減額というのを勧告どおり実施をさせていただくという判断になったのではないかというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）確かに今お話があったコロナ禍の問題もあろうかと思っておりますけれども、本町のいわゆる一般職、特別職、議員あたりは別といたしまして、逆に公務員のコロナ対応というのは非常に大変なことだと認識しております。以前にも申し上げましたが、役場庁舎の中の消毒等、通常の業務以外のことも入ってきておって、なおかつ通常の業務は逆にコロナ対策で事業量が非常に増えておる。そういう苦勞の中で、一般職も同じように対応されるのがどうかと私は思っておりますが、それについての認識をお伺いいたします。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）議員のおっしゃられるように、今年の場合はコロナ対応ということで職員も新たな事務というところが増えてきているというふうには認識しておりますし、職員のほうもしっかりその対応に応じていただいているというふうには思っております。

しかしながら、やっぱりコロナ対策というか地方公務員も含めて今までの流れというところがあって、民間とのバランスというところが重視してきた経過がありますので、そこは御理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、一方で地域社会経済の中で例えば最低賃金あたりがあるというふうには思っており

ますが、鳥取県がちょっと正しい数字がはつきり覚えておりませんが792円ぐらいだったと思いますが、東京あたりは1,000円を超えているというような状況があります。ただ、そういった意味でこれからの流れの中では、やはり少し最低賃金あたりも上げていこうという流れというのは承知しておりますので、全体の中で今年の場合は特に新型コロナの関係があって想定外の動きがありましたけれども、来年度以降もやはり民間が頑張っていたら経済を立て直していただいて、その辺も反映して公務員のほうもという形になるんじゃないかということをご期待はしておりますので、ただ議員のおっしゃられた内容につきましては承知しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君）若干101号の議案のほうに入っておるような気がいたしますが、99号、特別職のところでの質疑はございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第100号の質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）次に、101号の質疑を許します。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）現職の中村町長にも御認識いただきたいと思いますが、かつての前任の増原町長時代に国のほうから職員給与の引下げという示達のようなもんがあったんですけども、日南町職員についてはかつて行財政改革時代に減額したという経過があるので本町は対応しないという御発言があって、そのとおりに実行されたわけでありませんが、それがやはり今回均一な公務員対応というお話でありますけれども、ぜひそういった経過も認識いただいて、いつか復元といいますか、そういったお気持ちがあるのかどうか重ねて伺いたします。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）基本的に今回の場合は国内全体の動きの中でのということと併せて、民間企業の皆さんが被害が大きかった、減収が大きかった、あるいは倒産ということの中で動きがありますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

全般的な総体的な話になるというふうに思っておりますが、よく使われているのがラスパイレス指数とかそういう職員の場合の比較表というところがありますので、そういったところは各自治体によってかなりというか、全国レベルでは100以上のところがあったり90を超えたりとか、いろいろな地域格差があるということは承知しておりますので、そういったところを見ながらこれからは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）確認です。この日南町職員の給与ということですが、職員の範囲ですが、病院の職員の方あるいは保育園の職員の方含むのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）保育園の職員も当然含みますし、病院の職員につきましては病院の規定の中で行うわけですが、この期末手当の率等につきましては日南町職員の本条例を準用して運用されておるというふうに認識をしておりますので、同様の扱いになると思います。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）先ほど古都議員からも職員の方、消毒などで対応されているということもありましたけども、その中でこの特に日南町職員ということになると病院、非常にコロナ対応の最前線におられる方たち、それから、保育園でいろいろと難しい対応に当たっておられる先生方というのもおられまして、単純に民間との比較というのがそういう意味で、今、特にこのコロナ禍でしていいのかどうかという問題があると思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）コロナ禍の対応につきましては、議員のおっしゃるとおりだろうというふうに思っております。

ただ、今回の国の経済対策の中の一つとしてそういった医療機関であるとかあるいは介護施設だとか、そういった職員の皆さんにはちょっと正式な事業名は忘れちゃったけど、それなりの手当といえましょうか、臨時的な動きがあったり、あるいは病院におきましてそういった危険行為がありますので、そういったところで手当の率を考えておるという話が動いておりますので、そういったところで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）それは病院全体でなく、個人に確実に行き届くという形なんでしょうか。また、それはいつ頃から行われるのかということが分かってるんでしょうか。

か。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）前段につきましては、その部署というか例えば病院なら病院、介護施設は介護施設、そこに勤務されてる方については平等というか、金額は若干違いますけども支給はされているというふうに思っております。

また、後段に説明しました手当の率につきましては危険手当的な内容だったと思いたすが、そこにはその業務に従事した者が対象になるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）そういう手当があるということは結構なことなんですけれども、それにしてもだからといってこの特別手当のほうを引き下げなきゃいけないということはないと思いますので、ぜひその辺りを考慮していただいて、今回、今までは民間との合わせてやってきたということですから、今回もう一度それを御検討いただくということにはならないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今回の本給は改定はありませんけれども、期末手当のほうを変更するという事です。基本的には国の流れの中での準拠してきた経過がありますので、やはりそこを重視すべきだというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第102号の質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）会計年度任用職員については年度中変えないという説明があったかと思いますが、この改正条例の中で100分の125を100分の130に変えるというところは、これはどういう意味でしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）附則のほうで今回うたっております令和2年度においては100分の125を130と読み替えるということで、今回の改正によりましてこの会計年度任用職員さんが準用する一般職のほうの条例が変わってきます。それが125に変わります。それを令和2年度中にはその数字を使わずに100分の130、改定前の数字を2年度に限り使って運用するという事で、来年度以降はそれがなくなるというふうな考え方の附則の改正による今回の対応としたいというふうに考えています。

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

日程第3、議案第99号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を許します。

8番、久代安敏議員。討論ですね。

○議員（8番 久代 安敏君）討論です。

○議長（山本 芳昭君）まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

○議員（8番 久代 安敏君）まず、議案第99号の特別職の期末手当の減額ということですが、これは先ほど来議論があるように国の人勧に基づいてということでもありますけども、昨年でしたかね、条例改正して特別職も議員も職員も若干の0.05引き上げた経過もあって、今回、私は一番考えるのは特別職であれ議員であれ、議員の案は次の議案に出ています、特別職の皆さんも本当にやっぱり昨年上げた経過から考えて、今年の12月の期末手当、それと来年夏の期末手当を引き下げる根拠がないというふうに私は考えますので、確かにやっぱり報酬に基づいての生活設計はあると考えますのでこういう引下げには反対でありますし、町独自の条例をきっちり守るべきだというふうに考えて反対の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）反対討論があったわけですが、日南町のみならず他の自治体もそうありますけれども、歴史的に国の人勧並びに県の人事委員会の勧告等に従って給与の改定などをしてきております。町独自の給与改定なり給与水準というのも考え方としてはあるのかもしれませんが、全国的な公務員の地位あるいは待遇等について町で単独というケースも当然あると思いますが、しかしそれは非常に一面他との水準の均衡性、あるいはこれから先の給与改定の基準等について大きな影響を及ぼす可能性がありません。次の100号、101号についても同じでありますけれども、提案のとおりでよろしいと思います。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）反対よろしいですか。

○議長（山本 芳昭君）どうぞ。

○議員（3番 岡本 健三君）反対の立場から討論します。

まず、先ほどの質疑にもありましたように法律とおっしゃいますけれども、それはあくまでも国家公務員の給与に関する法律でありまして、地方公務員がそれに従わなければならないという法的根拠はございません。

それで特に今回コロナの問題もございまして、私が気にしますのは議案第101号の一般職員の方とのバランスということなんですけれども、特別職は下げる。一般職員に準じて下げるという御説明もありましたけれども、私は一般職員の方も下げるべきではないと思いますので、特別職もこのまま維持すべき。少なくとも今までとは違う状況が生じているのですから、単に国の人勧に従うというだけでなく町独自の考え方を打ち出すというよい時期であるんじゃないかというふうに考えますので、この議案には反対いたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は賛成の立場で討論します。

今年は特にコロナということで、民間企業でも大変賞与でもカット、4割カットの大きな会社もございまして。本当に賞与アップというのはほとんどない状況でございまして。その意味でも国が調査し、このような鳥取県内でもいろいろ新聞紙上で出ておりますので、これはひとつ僅かと言っただけではいけませんけれども、減額ということにつきましてはこのコロナ禍にありまして私はいいと思いますので賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第99号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第100号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）期末手当だけですが、今年の12月、来年の7月に支給される期末手当を引き下げるといふ本条例は、もちろん基本の議員報酬には関係ないわけですが、結果的に年間総所得という考え方に立てばやっぱり減額になるわけですので、個々の議員によってそれぞれ考え方はいろいろとあるかとは思いますが、今の議員報酬全体の支給額から考えてみた場合にもやっぱり期末手当についても引き下げるべきではないということから、私は本議案に対して反対の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）先ほどの議案第99号と同じ意見を申し上げて、提案に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）議案に反対の立場からですけれども、先ほどの質疑でもありましたが、今回改定がされずとそれが条例改正されない限り先まで続く。場合によっては、次の改選のときまで続くということになります。議会全体で今給与を上げようとしているときに期末手当を下げるというのはそれに逆行する動きではないかと思っておりますので、私はこの議案に反対いたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）私は賛成の立場で討論を行いますが、一括上程なのか、なかなか説明が難しいんですけれども、やはりいわゆる先ほどの特別職が可決されたということになれば、議員もやはり次の議案の職員の引下げの観点も考慮して、当然議会議員もここはひとつ引下げをするべきだというふうに考えておりますので、本議案については賛成という立場でございまして。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可

決されました。

日程第5、議案第101号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）先ほどほかの議員からもありましたけれども、やっぱり職員の方非常にこのコロナで頑張っているところ、給与の引下げというのはどうかなと思います。

病院の職員の方、特別手当がつくということでしたが、先ほどのお話だとまだはっきりした時期ですとか率ですとかそういったものも決まってないということです。このコロナ対応に関しては、非常に国の動きが全体に遅いというのが今回のコロナの特徴でもあります。ですのでここはそういった国の動きをカバーするためにも日南町としては給与を引き下げずに、最低限でもこのまま維持するというをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）先ほどの議案99号と同じ意見であります。提案に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、本案について反対の立場から討論をいたします。先ほど来質疑の中でも明らかになったように、やっぱり今本当にコロナ対応で最先端で頑張っている地方公務員、役場の職員、それぞれの現場の職員の皆さんによって住民の暮らしは支えられているということがあります。地方公務員は全体の奉仕者として仕事をすんだということは地方公務員法にもしっかり明記してあるわけですけども、そういう中であって確かに些少の金額ではあるけども、職員の皆さんも全体の生活設計の中で暮らしてをされているし、もともと地方公務員の給与や手当というのは比較的安定しているということで職場を選んでおられるというふうに思います。よって、今回の期末手当引下げの条例には反対といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）私は賛成の立場で討論いたしますけれども、先ほど執行部に対して質問した折に、町長の認識の中にラスパイレスの全国的なばらつきがあるという認識を持っておられました。したがって、今回は引き下げておいても将来町長の英断によって補填される。ラスパイレスの修正もされるという思いが伝わりましたので、そういったことに期待をいたしまして賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第101号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第102号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、確かに令和2年度に限って再任用の職員は130と読み替えると。ただし、令和3年度になった時点では100分の125になるという答弁でした。したがって、来年度は一般職員と同じように、正規の職員と同じように125に引き下げられるという私は理解をしていますので反対であります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）会計年度任用職員については年度途中で今年度は変えないということでもありますけれども、基本的に一般職と同様に改定をするという前提、原則に基づいて改定をされるということでもありますので、本提案に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）本案に反対の立場から討論します。

先ほどもありましたというか、やはりこの議案によれば令和2年12月に支給する期末手当についてのみの特例でして、来年度は一般職の方と同じに引き下げられてしまうというおそれがあるということです。それでこの会計年度任用職員の方については、特に先ほど申し上げた病院、保育園の方に加えて小学校の臨時の方という、臨時というか会計年度任用職員という方も含むと思います。小学校でも今非常にコロナで気を遣っているいろいろな努力されていて、これが今年度で終わるとは私にはとても思えないので、来年度にわたっても恐らくこの惨禍というのは続くと思いますので、やはり来年度もきっちりと期末手当支給していただきたいというふうな思いから反対いたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）私は、会計年度職員についてはいわゆる契約事項が伴うわけでございますが、今年いわゆる125が130になるということについては問題がないと思いますが、来年4月1日に向けて事後の検討もできる余裕があると思いますので、本案に対する考え方は賛成というふうにしております。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第102号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ閉会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、令和2年第9回日南町議会臨時会の会議を閉じ閉会とします。御協力ありがとうございました。

午前10時00分閉会